

令和4年度 育児介護休業マニュアルシート
【追補】

育児休業等の社会保険料免除にかかる届出の提出期限について
(5ページ図表⑱参照)

育児休業等を取得した被保険者の社会保険料の免除の届出に関しては、育児休業等の期間中に事業主が保険者等に提出することが原則とされていますが、令和4年10月から短期間の育児休業等の取得の増加が予想されるため、育児休業等期間終了後であっても、一定期間（育児休業等の終了日から起算して暦による計算で1ヵ月以内）であれば理由書等の添付がなくとも保険者等が受け付けることができるようになります。

(参照元)

令和4年3月31日 保険局保険課・年金局事業管理課 事務連絡
「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による健康保険法等の改正内容の一部に関するQ&Aの送付について」